

～初回ご利用(ご登録)時の流れ～

1. まず「レンタル規約」をご熟読いただきご理解いただけましたら、「レンタル規約」下部記入欄へご署名お願いいたします。
(会社名/代表者氏名をサインし、**会社印**または**代表者印**を押印)
2. 次に「レンタル会員申込書」のご記入をお願いいたします。記入欄はすべてご記入いただき、押印欄は**会社印**をお願いいたします。
3. 「レンタル規約」へのご署名、「レンタル会員申込書」へのご記入が終わりましたら、弊社まで**FAX**にてお送りください(東京本社 FAX:03-6441-0714)
なお、原本につきましては機材貸し出し時にご提出お願いいたします。
4. FAXにてお送りいただきました書類を確認後、弊社からお電話にて連絡させていただきます。
この時点で機材レンタルの本予約をお受けいたします。(機材の空き状況などによってはご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。)
5. 機材貸し出し時に必ず「レンタル規約」及び「レンタル会員申込書」の**原本**のご提出と、写真入りの公的な**身分証明書**(運転免許証、パスポート等)、**ご名刺**のご提示をお願いいたします。また、初回お取引時は**現金取引**のみとなっております。
(原本書類2枚、身分証明書、名刺、レンタル代のどれか1つでもお忘れになりますと、機材の貸し出しをお断りする場合がございますのでご注意ください。)

上記事項にすべて同意した上で、「レンタル会員申込書」をご記入ください

株式会社オールミックス

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-20

トリオ赤坂ビル 2F

東京本社 TEL:03-6441-0713 FAX:03-6441-0714

〒530-0036 大阪府大阪市北区与力町 1-5

与力町パークビル 7F

大阪オフィス TEL:06-6949-9267 FAX:06-6949-9268

mail: info@allmix.main.jp

～レンタル会員申込書～

株式会社オールミックス

東京本社 〒107-0052 東京都港区赤坂2-16-20
トリオ赤坂ビル2F

TEL:03-6441-0713 FAX:03-6441-0714

大阪オフィス 〒530-0036 大阪府大阪市北区与力町1-5
与力町パークビル7F

TEL:06-6949-9267 FAX:06-6949-9268

会社名	フリガナ					
ご担当者 氏名	フリガナ			部署名		御捺印
						社印
住所	〒 _____ 建物名: _____					
TEL				FAX		
直通TEL (携帯可)				直通FAX		
業種			従業員数	代表者 氏名		
			人			
設立年月	年	月	日	資本金	万円	年商
取引銀行	銀行	支店		支払サイト	日締	日支払
御請求先						※上記と同一の場合、省略可
会社名	フリガナ					
ご担当者 氏名	フリガナ			部署名		
						社印
住所	〒 _____ 建物名: _____					
TEL				FAX		
御署名 ※必ずご担当者様のご署名、ご捺印をお願いいたします。						
<p>1. レンタル規約を遵守いたします。</p> <p>2. 請求に関するお問い合わせは、請求書が到着してから7営業日以内に行う事といたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">御署名: _____ 印</p>						
御紹介者様がございましたら、ご記入をお願いいたします。						
会社名				氏名		
弊社 記入欄			登録日	年	月	日
				受付		

レンタル規約

借受者（以下「甲」という）は、株式会社オールミックス（以下「乙」という。）から乙が所有する撮影機材（以下「本件機材」という。）借受けについて、別に特約がある場合を除いて次の条項に従うものとする。

第1条（使用目的）

甲は、本件機材につき日本国内において使用する事を目的とし、良心をもって使用、保管し、使用場所の移動または質入、転貸、譲渡等乙の所有権を害することをしてはならない。

第2条（貸出期間）

- 1 乙は甲に対し、使用日の前日 15 時以降に乙の指定する場所において本件機材を引き渡し、甲は乙に対し、使用日の翌日 12 時まで乙の指定する場所において本件機材を貸出時現状にて返却するものとする。12 時まで返却しなかった場合、甲は乙に対し延長料を支払うものとする。
- 2 甲は乙と事前に約した使用期間を厳守しなければならない。但し甲は乙に使用期間の延長を事前に連絡し、乙の承認を得た場合は延長できるものとする。

第3条（料金の支払）

甲は乙に対し、次の通り料金を支払うものとする。

- ① レンタル料金、延長料金及びキャンセル料金は乙の料金表に定める料金とする。但し料金表に定めがない場合は、甲、乙、別途協議のうえ合意した料金とする。
- ② 甲は乙に対し、本件機材受領時金額を現金にて支払うものとする。但し当事者協議のうえ別の支払い方法を定めることができるものとする。

第4条（点検、確認）

甲は乙より本件機材を受領したら十分点検し、故障の有無を改めて確認する。使用前に故障等の不具合のないことを確認して使用するものとする。故障等不具合が存した場合は、直ちに乙に通知する。万一、本件機材が使用中に故障等の不具合が生じて、甲に支障、損害が発生しても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第5条（保険）

乙は本件機材に動産総合保険（普通約款、免責金額 10 万円）を付保するものとする。

第6条（滅失、破損時の責任）

甲は乙より借受けた本件機材は、受領時と同等、同様の状態にて返却するものとする。返却時に本件機材が滅失及び破損していた場合、甲は故意的又は過失の有無を問わずこれに伴う乙の損害を負担する。但し、乙の責に帰すべく事由によることが明らかな場合はこの限りでないとする。また乙が前条の保険金の支払いを受けた時は、その金額を限度に負担を免れるものとする。

第7条（通知の業務）

甲は次の場合は、直ちに乙に通知しなければならないものとする。

- ① 本件機材が盗難、紛失、故障、破損等の異常な事態になったとき。
- ② 本件機材につき、甲が第三者より強制執行、仮処分、差し押え等を受けた時。

第8条（海外での使用）

甲は日本国外で使用する場合は、乙の承諾を受けなければならないものとする。甲は乙の承諾を得、海外で使用する場合は、甲は乙の提示する金額及び内容で、甲の負担において損害保険（海外用）しなければならない。海外で事故が起きた場合、甲の加入する保険処理如何に関わらず第6条の責を履行することとする。

第9条（契約解除）

甲が次の各項に該当する時は、契約を解除され本件機材は直ちに乙に返還しなければならない。

- ① 本規約のいずれかに違反したとき。
- ② 甲が強制執行、仮処分、仮押えを受けるとき。
- ③ 甲の信用状況が著しい変化が生じたとき。

第10条（代行店の指定）

乙は必要に応じて代行店をして本規約に基づく権利を行使したり、業務を履行させることができる。この場合乙は甲にその旨通知する。

第11条（管轄）

本規約に関する紛争が生じたときの管轄裁判所は東京地方裁判所、東京簡易裁判所とする。

平成 年 月 日

株式会社オールミックスのレンタル規約に同意、厳守することを誓い下記にサインいたします。

会社名

代表者名

Ⓜ